半期報告書

（第125期中）

自　2026年４月１日
至　2026年９月30日

株式会社大光銀行

新潟県長岡市大手通一丁目５番地６

(E03645)

目次

【表紙】 …… 1頁
第一部 【企業情報】 …… 2頁
第１ 【企業の概況】 …… 2頁
１ 【主要な経営指標等の推移】 …… 2頁
２ 【事業の内容】 …… 3頁
第２ 【事業の状況】 …… 4頁
１ 【事業等のリスク】 …… 4頁
２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 …… 4頁
３ 【重要な契約等】 …… 9頁
第３ 【提出会社の状況】 …… 10頁
１ 【株式等の状況】 …… 10頁
(1) 【株式の総数等】 …… 10頁
① 【株式の総数】 …… 10頁
② 【発行済株式】 …… 10頁
(2) 【新株予約権等の状況】 …… 10頁
① 【ストックオプション制度の内容】 …… 10頁
② 【その他の新株予約権等の状況】 …… 10頁
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 …… 10頁
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】 …… 10頁
(5) 【大株主の状況】 …… 11頁
(6) 【議決権の状況】 …… 11頁
① 【発行済株式】 …… 11頁
② 【自己株式等】 …… 12頁
２ 【役員の状況】 …… 12頁
第４ 【経理の状況】 …… 13頁
１ 【中間連結財務諸表】 …… 14頁
(1) 【中間連結貸借対照表】 …… 14頁
(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 …… 15頁
【中間連結損益計算書】 …… 15頁
【中間連結包括利益計算書】 …… 16頁
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】 …… 17頁
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】 …… 19頁
【注記事項】 …… 21頁
(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) …… 21頁
(中間連結貸借対照表関係) …… 23頁
(中間連結損益計算書関係) …… 25頁
(中間連結株主資本等変動計算書関係) …… 26頁
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) …… 28頁
(リース取引関係) …… 28頁
(金融商品関係) …… 29頁
(有価証券関係) …… 35頁
(金銭の信託関係) …… 38頁
(その他有価証券評価差額金) …… 38頁
(デリバティブ取引関係) …… 39頁
(ストック・オプション等関係) …… 41頁
(収益認識関係) …… 42頁
(セグメント情報等) …… 42頁

（１株当たり情報） …… 44頁
（重要な後発事象） …… 44頁
２ 【その他】 …… 44頁
３ 【中間財務諸表】 …… 45頁
(1) 【中間貸借対照表】 …… 45頁
(2) 【中間損益計算書】 …… 47頁
(3) 【中間株主資本等変動計算書】 …… 48頁
【注記事項】 …… 50頁
（重要な会計方針） …… 50頁
（中間貸借対照表関係） …… 52頁
（中間損益計算書関係） …… 54頁
（有価証券関係） …… 54頁
（収益認識関係） …… 54頁
（重要な後発事象） …… 54頁
４ 【その他】 …… 55頁
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 …… 56頁

［独立監査人の中間監査報告書］

［確認書］

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【中間会計期間】	第125期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　川合　昌一
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目５番地６
【電話番号】	（0258）36-4111番（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　総合企画部長　　近藤　慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目40番13号 株式会社大光銀行　総合企画部・東京事務所
【電話番号】	（03）3984-3824番（代表）
【事務連絡者氏名】	関東地区本部長兼東京支店長兼総合企画部東京事務所長　　大石　正毅
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大光銀行　東京支店 （東京都豊島区池袋二丁目40番13号） 株式会社大光銀行　川口支店 （埼玉県川口市本町三丁目６番22号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度中間 連結会計期間	2025年度中間 連結会計期間	2026年度中間 連結会計期間	2024年度	2025年度
		（自　2024年 ４月１日 至　2024年 ９月30日）	（自　2025年 ４月１日 至　2025年 ９月30日）	（自　2026年 ４月１日 至　2026年 ９月30日）	（自　2024年 ４月１日 至　2025年 ３月31日）	（自　2025年 ４月１日 至　2026年 ３月31日）
連結経常収益	百万円	11,057	12,920	15,593	22,436	29,344
連結経常利益	百万円	2,678	2,393	2,817	3,891	4,067
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,806	1,509	2,036	――	――
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	――	――	――	2,495	2,799
連結中間包括利益	百万円	25	5,778	1,571	――	――
連結包括利益	百万円	――	――	――	△2,161	6,459
連結純資産額	百万円	77,971	80,990	81,999	75,522	81,364
連結総資産額	百万円	1,687,416	1,706,112	1,686,085	1,678,812	1,700,846
１株当たり純資産額	円	8,109.61	8,419.67	8,576.47	7,849.60	8,455.12
１株当たり中間純利益	円	189.68	158.35	213.16	――	――
１株当たり当期純利益	円	――	――	――	261.93	293.79
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	187.44	155.96	210.24	――	――
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	――	――	――	258.52	288.86
自己資本比率	%	4.58	4.70	4.82	4.45	4.73
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	67,030	30,778	△18,818	40,931	4,288
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△4,093	15,107	△11,995	846	12,818
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△302	△401	△1,044	△649	△812
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	百万円	148,608	172,588	111,540	127,103	143,399
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	916 [286]	905 [299]	893 [310]	891 [286]	883 [301]

（注）自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末非支配株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第123期中	第124期中	第125期中	第123期	第124期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	10,833	12,699	15,310	21,980	28,858
経常利益	百万円	2,620	2,355	2,711	3,802	3,954
中間純利益	百万円	1,790	1,500	1,986	――	――
当期純利益	百万円	――	――	――	2,461	2,749
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	9,671	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	76,512	78,722	79,407	73,250	78,743
総資産額	百万円	1,685,188	1,703,093	1,682,783	1,675,749	1,697,396
預金残高	百万円	1,448,513	1,460,194	1,492,355	1,430,428	1,467,961
貸出金残高	百万円	1,147,543	1,164,548	1,197,720	1,171,183	1,193,451
有価証券残高	百万円	354,305	332,169	343,324	342,696	325,582
１株当たり配当額	円	30.00	35.00	53.00	65.00	89.00
自己資本比率	%	4.53	4.61	4.71	4.36	4.62
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	905 [284]	892 [299]	879 [309]	878 [285]	870 [301]

（注）自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済を顧みますと、中東情勢や自然災害の影響が一部にみられたものの企業収益は改善の動きがみられ、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては緩やかな回復が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、個人消費は一部で弱い動きを伴いつつも回復が続いたほか、企業収益に改善の動きがみられ、設備投資も持ち直すなど、全体としては緩やかな持ち直しが続きました。

このような経済状況のもとで、当行グループの当中間連結会計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加による資金運用収益の増加や役務取引等収益の増加などにより、前年同期比26億73百万円増加の155億93百万円となりました。経常費用は、資金調達費用やその他経常費用が増加したことなどにより、前年同期比22億48百万円増加の127億75百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比４億24百万円増加の28億17百万円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益につきましては、前年同期比５億27百万円増加の20億36百万円となりました。

当中間連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産は１兆6,860億85百万円（前年度末比147億61百万円減少）、純資産は819億99百万円（前年度末比６億35百万円増加）となりました。主要科目につきましては、貸出金は１兆1,974億５百万円（前年度末比42億１百万円増加）、有価証券は3,436億27百万円（前年度末比177億48百万円増加）、預金等（預金＋譲渡性預金）は１兆5,161億84百万円（前年度末比188億69百万円増加）となりました。

①国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門91億52百万円（合計に対する割合97.9%）、国際業務部門２億円（合計に対する割合2.1%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門10億64百万円（合計に対する割合99.9%）、国際業務部門１百万円（合計に対する割合0.1%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前中間連結会計期間	8,381	255	－	8,636
	当中間連結会計期間	9,152	200	－	9,352
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	9,864	341	45	10,160
	当中間連結会計期間	11,941	303	68	12,176
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1,483	86	45	1,523
	当中間連結会計期間	2,789	103	68	2,824
役務取引等収支	前中間連結会計期間	733	2	－	736
	当中間連結会計期間	1,064	1	－	1,066
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,771	7	－	1,779
	当中間連結会計期間	2,139	9	－	2,148
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,038	4	－	1,043
	当中間連結会計期間	1,074	8	－	1,082
その他業務収支	前中間連結会計期間	△522	9	－	△512
	当中間連結会計期間	△502	10	－	△491
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	60	9	－	70
	当中間連結会計期間	61	10	－	72
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	583	－	－	583
	当中間連結会計期間	563	－	－	563

（注）１．「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２．「相殺消去額(△)」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

３．国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

４．資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間２百万円、当中間連結会計期間５百万円）を控除して表示しております。

②国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務を中心に21億48百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に10億82百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,771	7	－	1,779
	当中間連結会計期間	2,139	9	－	2,148
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	568	－	－	568
	当中間連結会計期間	729	－	－	729
うち為替業務	前中間連結会計期間	277	5	－	283
	当中間連結会計期間	287	8	－	296
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10	－	－	10
	当中間連結会計期間	8	－	－	8
うち代理業務	前中間連結会計期間	15	－	－	15
	当中間連結会計期間	13	－	－	13
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2	－	－	2
	当中間連結会計期間	2	－	－	2
うち保証業務	前中間連結会計期間	16	1	－	18
	当中間連結会計期間	14	1	－	15
うち投信・保険窓販業務	前中間連結会計期間	572	－	－	572
	当中間連結会計期間	684	－	－	684
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,038	4	－	1,043
	当中間連結会計期間	1,074	8	－	1,082
うち為替業務	前中間連結会計期間	26	4	－	31
	当中間連結会計期間	27	8	－	35

（注）１．「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

２．国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

③国内・国際業務部門別預金残高の状況

○預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前中間連結会計期間	1,459,839	312	－	1,460,152
	当中間連結会計期間	1,491,799	419	－	1,492,219
うち流動性預金	前中間連結会計期間	802,491	－	－	802,491
	当中間連結会計期間	805,761	－	－	805,761
うち定期性預金	前中間連結会計期間	653,071	－	－	653,071
	当中間連結会計期間	682,225	－	－	682,225
うちその他	前中間連結会計期間	4,277	312	－	4,589
	当中間連結会計期間	3,812	419	－	4,232
譲渡性預金	前中間連結会計期間	34,947	－	－	34,947
	当中間連結会計期間	23,964	－	－	23,964
総合計	前中間連結会計期間	1,494,787	312	－	1,495,100
	当中間連結会計期間	1,515,764	419	－	1,516,184

（注）１．「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
２．流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
３．定期性預金＝定期預金＋定期積金
４．国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

④貸出金残高の状況

○業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比（%）	金額(百万円)	構成比（%）
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,164,196	100.00	1,197,405	100.00
製造業	93,406	8.02	100,901	8.43
農業，林業	6,586	0.57	6,545	0.55
漁業	363	0.03	787	0.07
鉱業，採石業，砂利採取業	1,348	0.12	1,430	0.12
建設業	62,981	5.41	67,152	5.61
電気・ガス・熱供給・水道業	9,718	0.83	9,812	0.82
情報通信業	5,187	0.45	5,737	0.48
運輸業，郵便業	26,345	2.26	29,727	2.48
卸売業，小売業	80,126	6.88	84,232	7.03
金融業，保険業	107,641	9.25	99,739	8.33
不動産業，物品賃貸業	159,160	13.67	166,021	13.86
サービス業等	103,379	8.88	102,010	8.52
地方公共団体	119,096	10.23	122,019	10.19
その他	388,853	33.40	401,288	33.51

（注）１．「国内」とは、当行及び連結子会社であります。
２．海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引受入担保金や借用金（劣後特約付借入金を除く）の減少などにより188億18百万円の流出（前年同期は307億78百万円の流入）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより119億95百万円の流出（前年同期は151億７百万円の流入）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や自己株式の取得などにより10億44百万円の流出（前年同期比６億43百万円の流出増加）となりました。

これにより当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末比318億58百万円減少し、1,115億40百万円となりました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当行グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(7) 主要な設備

当中間連結会計期間において計画中である重要な設備の新設等は次のとおりであります。

新設等

会社名	店舗名その他	所在地	区分	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額（百万円）		資金調達方法	着手年月	完了予定年月
						総額	既支払額			
当行	燕支店	新潟県燕市	新築	銀行業	店舗の移転	626	240	自己資金	2026年７月	2027年４月

（注）上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

（自己資本比率の状況）

（参考）

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	8.75
2. 連結における自己資本の額	784
3. リスク・アセットの額	8,961
4. 連結総所要自己資本額	358

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2026年９月30日
1. 自己資本比率（2／3）	8.70
2. 単体における自己資本の額	777
3. リスク・アセットの額	8,935
4. 単体総所要自己資本額	357

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１．破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２．危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３．要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４．正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	36	29
危険債権	236	208
要管理債権	0	0
正常債権	11,553	11,889

３【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数（株） （2026年９月30日）	提出日現在発行数（株） （2026年11月20日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	－	－

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 （千株）	発行済株式 総数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金 増減額 （百万円）	資本準備金 残高 （百万円）
2026年４月１日～ 2026年９月30日	－	9,671	－	10,000	－	8,208

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティＡＩＲ	333	3.51
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目５番地６	303	3.20
SBI地銀ホールディングス株式会社	東京都港区六本木一丁目６番１号	268	2.82
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番地１	224	2.37
鈴木　高幸	東京都北区	163	1.72
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番１号	142	1.50
セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町１番地10	126	1.32
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040 （常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部）	240 GREENWICH STREET NEW YORK NY 10286 U.S.A （東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティーA棟）	118	1.25
株式会社トマト銀行	岡山県岡山市北区番町二丁目３番４号	118	1.24
株式会社八十二長野銀行	長野県長野市中御所字岡田178番地８	113	1.19
計	――――――	1,912	20.17

（注）上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式190千株（発行済株式総数に対する所有株式の割合1.97%）があります。

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式　190,900	―	単元株式数　100株
完全議決権株式（その他）	普通株式　9,444,800	94,448	同上
単元未満株式	普通株式　35,700	―	１単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	―	―
総株主の議決権	―	94,448	―

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手通一丁目５番地６	190,900	－	190,900	1.97
計	――――――	190,900	－	190,900	1.97

２【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４【経理の状況】

１．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２．当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３．当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。

また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４．当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

（1）【中間連結貸借対照表】

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
現金預け金	※4 143,404	※4 111,545
金銭の信託	2,956	2,956
有価証券	※1,※2,※4,※8 325,879	※1,※2,※4,※8 343,627
貸出金	※2,※3,※4,※5 1,193,204	※2,※3,※4,※5 1,197,405
外国為替	※2 2,078	※2 2,289
その他資産	※2,※4 11,486	※2,※4 5,084
有形固定資産	※6,※7 14,495	※6,※7 14,505
無形固定資産	766	651
退職給付に係る資産	5,813	5,887
繰延税金資産	2,225	2,582
支払承諾見返	※2 4,559	※2 5,351
貸倒引当金	△6,025	△5,803
資産の部合計	1,700,846	1,686,085
負債の部		
預金	1,467,898	1,492,219
譲渡性預金	29,416	23,964
債券貸借取引受入担保金	※4 25,536	―
借用金	※4 78,900	※4 67,800
外国為替	40	7
その他負債	10,849	12,418
賞与引当金	446	467
役員賞与引当金	19	20
睡眠預金払戻損失引当金	270	262
偶発損失引当金	178	209
再評価に係る繰延税金負債	※6 1,364	※6 1,364
支払承諾	4,559	5,351
負債の部合計	1,619,481	1,604,085
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	61,258	62,701
自己株式	△294	△528
株主資本合計	79,172	80,382
その他有価証券評価差額金	△2,605	△2,993
土地再評価差額金	※6 2,513	※6 2,513
退職給付に係る調整累計額	1,496	1,406
その他の包括利益累計額合計	1,403	926
新株予約権	224	116
非支配株主持分	563	575
純資産の部合計	81,364	81,999
負債及び純資産の部合計	1,700,846	1,686,085

（２）【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	12,920	15,593
資金運用収益	10,160	12,176
（うち貸出金利息）	7,426	9,097
（うち有価証券利息配当金）	2,332	2,471
役務取引等収益	1,779	2,148
その他業務収益	70	72
その他経常収益	※１ 911	※１ 1,196
経常費用	10,527	12,775
資金調達費用	1,526	2,829
（うち預金利息）	1,342	2,584
役務取引等費用	1,043	1,082
その他業務費用	583	563
営業経費	※２ 6,396	※２ 6,496
その他経常費用	※３,※４ 978	※３,※４ 1,803
経常利益	2,393	2,817
特別利益	－	14
固定資産処分益	－	14
特別損失	74	12
固定資産処分損	39	12
減損損失	34	－
税金等調整前中間純利益	2,318	2,820
法人税、住民税及び事業税	740	905
法人税等調整額	56	△134
法人税等合計	797	770
中間純利益	1,521	2,049
非支配株主に帰属する中間純利益	12	12
親会社株主に帰属する中間純利益	1,509	2,036

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	1,521	2,049
その他の包括利益	4,256	△477
その他有価証券評価差額金	4,280	△387
退職給付に係る調整額	△23	△90
中間包括利益	5,778	1,571
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	5,766	1,558
非支配株主に係る中間包括利益	12	12

（３）【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	59,071	△294	76,985
当中間期変動額					
剰余金の配当			△333		△333
親会社株主に帰属する中間純利益			1,509		1,509
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	1,175	△0	1,175
当中間期末残高	10,000	8,208	60,246	△294	78,161

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△5,965	2,567	1,219	△2,178	173	541	75,522
当中間期変動額							
剰余金の配当							△333
親会社株主に帰属する中間純利益							1,509
自己株式の取得							△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,280	－	△23	4,256	24	11	4,293
当中間期変動額合計	4,280	－	△23	4,256	24	11	5,468
当中間期末残高	△1,685	2,567	1,195	2,078	198	553	80,990

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	61,258	△294	79,172
当中間期変動額					
剰余金の配当			△514		△514
親会社株主に帰属する中間純利益			2,036		2,036
自己株式の取得				△443	△443
自己株式の処分		△78		209	131
利益剰余金から資本剰余金への振替		78	△78		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	－	－	1,443	△233	1,209
当中間期末残高	10,000	8,208	62,701	△528	80,382

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	△2,605	2,513	1,496	1,403	224	563	81,364
当中間期変動額							
剰余金の配当							△514
親会社株主に帰属する中間純利益							2,036
自己株式の取得							△443
自己株式の処分							131
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△387	－	△90	△477	△108	11	△574
当中間期変動額合計	△387	－	△90	△477	△108	11	635
当中間期末残高	△2,993	2,513	1,406	926	116	575	81,999

（４）【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,318	2,820
減価償却費	412	439
減損損失	34	－
持分法による投資損益（△は益）	△7	△7
貸倒引当金の増減（△）	196	△221
賞与引当金の増減額（△は減少）	24	21
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	4	0
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△117	△204
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△12	△8
偶発損失引当金の増減（△）	47	30
資金運用収益	△10,160	△12,176
資金調達費用	1,526	2,829
有価証券関係損益（△）	344	9
為替差損益（△は益）	0	7
固定資産処分損益（△は益）	39	△2
貸出金の純増（△）減	6,705	△4,201
預金の純増減（△）	29,791	24,321
譲渡性預金の純増減（△）	△3,976	△5,451
借用金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△5,400	△11,100
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	109	△25,536
外国為替（資産）の純増（△）減	△56	△210
外国為替（負債）の純増減（△）	7	△33
資金運用による収入	10,089	11,925
資金調達による支出	△1,119	△2,392
その他	634	811
小計	31,438	△18,332
法人税等の支払額	△659	△486
営業活動によるキャッシュ・フロー	30,778	△18,818
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△28,318	△48,405
有価証券の売却による収入	28,796	23,553
有価証券の償還による収入	15,197	13,172
有形固定資産の取得による支出	△508	△322
有形固定資産の売却による収入	－	14
無形固定資産の取得による支出	△58	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,107	△11,995

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△67	△85
配当金の支払額	△333	△514
非支配株主への配当金の支払額	△1	△1
自己株式の取得による支出	△0	△443
ストックオプションの行使による収入	－	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△401	△1,044
現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	45,484	△31,858
現金及び現金同等物の期首残高	127,103	143,399
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 172,588	※1 111,540

【注記事項】

（中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

１．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　2社

会社名　たいこうカード株式会社

大光キャピタル＆コンサルティング株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

２．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社　1社

会社名　大光リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名　大光SBI地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

３．連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は９月末日であります。

４．会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：８年～50年

その他：３年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破　綻　先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正　常　先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後１年間の予想損失額、要管理先は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は１年間、要管理先と破綻懸念先は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,251百万円（前連結会計年度末は3,278百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過 去 勤 務 費 用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が３ヵ月以内の預け金であります。

（中間連結貸借対照表関係）

※１．関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
株式	336百万円	341百万円
出資金	54百万円	79百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,714百万円	3,085百万円
危険債権額	23,071百万円	20,815百万円
要管理債権額	38百万円	35百万円
三月以上延滞債権額	20百万円	19百万円
貸出条件緩和債権額	17百万円	15百万円
小計額	26,823百万円	23,936百万円
正常債権額	1,184,030百万円	1,190,383百万円
合計額	1,210,853百万円	1,214,320百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1,806百万円	1,101百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	25,383百万円	－百万円
貸出金	29,068百万円	23,864百万円
計	54,451百万円	23,864百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	25,536百万円	－百万円
借用金	78,900百万円	67,800百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	92,865百万円	105,576百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
保証金・敷金	138百万円	138百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	221,113百万円	227,170百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	201,863百万円	206,109百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,470百万円	2,435百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
4,041百万円	3,928百万円

※７．有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
減価償却累計額	9,233百万円	9,474百万円

※８．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
	8,768百万円	7,161百万円

（中間連結損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金戻入益	－百万円	58百万円
償却債権取立益	37百万円	79百万円
株式等売却益	776百万円	1,002百万円
金銭の信託運用益	58百万円	4百万円

※２．営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
給与手当	3,555百万円	3,700百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	283百万円	－百万円
貸出金償却	42百万円	1,195百万円
株式等売却損	530百万円	459百万円

※４．当行グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、市場価格のない株式等については切放し法を適用しており、市場価格のある株式等については洗替え法を適用しております。

（中間連結株主資本等変動計算書関係）

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	－	－	9,671	
合計	9,671	－	－	9,671	
自己株式					
普通株式	141	0	－	141	（注）
合計	141	0	－	141	

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加０千株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					198	
合計		－					198	

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年６月24日定時株主総会	普通株式	333	35.0	2025年３月31日	2025年６月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年11月７日取締役会	普通株式	333	利益剰余金	35.0	2025年９月30日	2025年12月５日

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項　　（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	－	－	9,671	
合計	9,671	－	－	9,671	
自己株式					
普通株式	141	150	100	190	（注）１．２
合計	141	150	100	190	

（注）１．普通株式の自己株式の株式数の増加は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加150千株及び単元未満株式の買取による増加０千株であります。

２．普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少85千株及び譲渡制限付株式の割当による減少15千株であります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当中間連結会計期間末残高（百万円）	摘要
			当連結会計年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプションとしての新株予約権	－					116	
合計		－					116	

３．配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年６月23日定時株主総会	普通株式	514	54.0	2026年３月31日	2026年６月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年11月13日取締役会	普通株式	502	利益剰余金	53.0	2026年９月30日	2026年12月７日

（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※１．現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
現金預け金勘定	172,593百万円	111,545百万円
定期預け金（預入期間３ヵ月超）	△5　〃	△5　〃
現金及び現金同等物	172,588　〃	111,540　〃

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

① 有形固定資産

事務機器等であります。

② 無形固定資産

ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「４．会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１年内	70	67
１年超	288	282
合　計	359	350

（金融商品関係）

１．金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	14,756	13,856	△899
その他有価証券（＊１）	308,732	308,732	－
(2) 貸出金	1,193,204		
貸倒引当金（＊２）	△5,892		
	1,187,312	1,162,730	△24,581
資産計	1,510,801	1,485,319	△25,481
(1) 預金	1,467,898	1,467,589	△309
(2) 譲渡性預金	29,416	29,416	－
(3) 借用金	78,900	78,192	△707
負債計	1,576,215	1,575,198	△1,016
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(4)	(4)	－
デリバティブ取引計	(4)	(4)	－

（＊１） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	13,149	12,028	△1,121
その他有価証券（＊１）	327,995	327,995	－
(2) 貸出金	1,197,405		
貸倒引当金（＊２）	△5,659		
	1,191,746	1,161,271	△30,475
資産計	1,532,891	1,501,295	△31,596
(1) 預金	1,492,219	1,492,051	△168
(2) 譲渡性預金	23,964	23,964	－
(3) 借用金	67,800	67,404	△395
負債計	1,583,984	1,583,419	△564
デリバティブ取引（＊３）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	4	4	－
デリバティブ取引計	4	4	－

（＊１） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（＊２） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊３） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度（2026年３月31日）	当中間連結会計期間（2026年９月30日）
① 非上場株式（＊１）（＊２）	797	801
② 組合出資金（＊３）	1,594	1,681

（＊１） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 前連結会計年度において、非上場株式について15百万円減損処理を行っております。
当中間連結会計期間において、非上場株式について１百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券（＊１）				
国債・地方債等	89,011	42,587	－	131,598
社債	－	63,731	－	63,731
株式	14,158	－	－	14,158
その他	25,790	61,619	－	87,410
デリバティブ取引				
通貨関連	－	0	－	0
資産計	128,960	167,938	－	296,898
デリバティブ取引				
通貨関連	－	4	－	4
負債計	－	4	－	4

（＊１） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年６月17日）第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－９項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は11,834百万円であります。

第24－９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上（＊２）					
11,590	－	245	△2	－	－	11,834	－

（＊２） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券（＊１）				
国債・地方債等	90,740	72,724	－	163,464
社債	－	59,909	－	59,909
株式	16,498	－	－	16,498
その他	23,205	53,306	－	76,512
デリバティブ取引				
通貨関連	－	4	－	4
資産計	130,444	185,945	－	316,389
デリバティブ取引				
通貨関連	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

（＊１）　その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24－９項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24－９項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は11,610百万円であります。

第24－９項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上（＊２）	その他の包括利益に計上（＊３）					
11,834	12	108	△344	－	－	11,610	－

（＊２）　中間連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

（＊３）　中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,463	－	－	4,463
社債	－	－	8,562	8,562
その他	－	830	－	830
貸出金	－	－	1,162,730	1,162,730
資産計	4,463	830	1,171,293	1,176,587
預金	－	1,467,589	－	1,467,589
譲渡性預金	－	29,416	－	29,416
借用金	－	78,192	－	78,192
負債計	－	1,575,198	－	1,575,198

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,298	－	－	4,298
社債	－	－	6,969	6,969
その他	－	761	－	761
貸出金	－	－	1,161,271	1,161,271
資産計	4,298	761	1,168,240	1,173,299
預金	－	1,492,051	－	1,492,051
譲渡性預金	－	23,964	－	23,964
借用金	－	67,404	－	67,404
負債計	－	1,583,419	－	1,583,419

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資　産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

当該時価はレベル３の時価に分類しております。

負　債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日（連結決算日）に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借用金

借用金については、一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。この評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、当該時価はレベル２の時価に分類しております。

（有価証券関係）

※１．中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」勘定以外で表示されているものはありません。

※２．「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１．満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	50	50	0
	その他	―	―	―
	小計	50	50	0
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,988	4,463	△524
	地方債	―	―	―
	社債	8,718	8,512	△205
	その他	1,000	830	△169
	小計	14,706	13,806	△899
合計		14,756	13,856	△899

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	―	―	―
	小計	―	―	―
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	4,988	4,298	△690
	地方債	―	―	―
	社債	7,161	6,969	△192
	その他	1,000	761	△239
	小計	13,149	12,028	△1,121
合計		13,149	12,028	△1,121

２．その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	14,087	3,058	11,028
	債券	932	932	0
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	932	932	0
	その他	32,836	31,529	1,306
	小計	47,856	35,521	12,335
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	70	79	△8
	債券	194,397	206,501	△12,104
	国債	91,011	96,697	△5,686
	地方債	40,587	43,499	△2,912
	社債	62,798	66,304	△3,505
	その他	66,408	70,663	△4,255
	小計	260,876	277,244	△16,368
合計		308,732	312,765	△4,033

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,401	3,015	13,386
	債券	998	995	2
	国債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	社債	998	995	2
	その他	36,316	33,736	2,579
	小計	53,715	37,747	15,968
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	97	99	△2
	債券	222,376	238,389	△16,013
	国債	90,740	98,634	△7,894
	地方債	72,724	76,783	△4,059
	社債	58,911	62,970	△4,059
	その他	51,806	56,362	△4,555
	小計	274,279	294,851	△20,571
合計		327,995	332,598	△4,602

３．減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は債券60百万円であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30％以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

１．満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

２．その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

（その他有価証券評価差額金）

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△4,033
その他有価証券	△4,033
その他の金銭の信託	－
（＋）繰延税金資産	1,427
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△2,605
（△）非支配株主持分相当額	－
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	△2,605

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	金額（百万円）
評価差額	△4,602
その他有価証券	△4,602
その他の金銭の信託	－
（＋）繰延税金資産	1,609
その他有価証券評価差額金（持分相当額調整前）	△2,993
（△）非支配株主持分相当額	－
（＋）持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	－
その他有価証券評価差額金	△2,993

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約				
	売建	1,754	－	△4	△4
	買建	191	－	0	0
合計		－	－	△4	△4

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち１年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
店頭	為替予約				
	売建	1,589	－	4	4
	買建	94	－	0	0
合計		－	－	4	4

（注）上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当ありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプション等にかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
営業経費	24百万円	23百万円

（注）当中間連結会計期間より、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

２．ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

	2025年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）７名
株式の種類別のストック・オプションの付与数（注）１	普通株式39,540株
付与日	2025年７月14日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2025年７月15日～2055年７月14日
権利行使価格	１円
付与日における公正な評価単価（注）２	1,319.96円

（注）１．株式数に換算して記載しております。
２．１株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません

３．譲渡制限付株式報酬の内容

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

	2026年７月22日付与
付与対象者の区分及び人数	当行取締役（監査等委員である取締役を除く）７名
付与数	普通株式15,251株
付与日	2026年７月22日
対象勤務期間	当行第124回定時株主総会から2027年６月開催予定の当行第125回定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	2026年７月22日から当行の取締役の地位を退任した直後の時点までの期間
解除条件	対象取締役が職務執行開始日から当行の定款に定める任期の終結時点の直前時までの期間中、継続して、当行の取締役の地位にあったことを条件として、本割当契約により割当てを受けた当行の普通株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。
付与日における公正な評価単価	2,727円

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	12,920	15,593
うち役務取引等収益	1,779	2,148
うち預金・貸出業務	568	729
うち為替業務	283	296
うち投信・保険窓販業務	572	684

（注）役務取引等収益の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務に係る収益は、主に銀行業務から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	7,463	3,178	2,278	12,920

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１．サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	9,234	3,491	2,867	15,593

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90％を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10％以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

１．１株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
１株当たり純資産額		8,455円12銭	8,576円47銭
（算定上の基礎）			
純資産の部の合計額	百万円	81,364	81,999
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	788	691
（うち新株予約権）	百万円	(224)	(116)
（うち非支配株主持分）	百万円	(563)	(575)
普通株式に係る中間期末（期末）の純資産額	百万円	80,576	81,308
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数	千株	9,529	9,480

２．１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
(1) １株当たり中間純利益	円	158.35	213.16
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,509	2,036
普通株主に帰属しない金額	百万円	－	－
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,509	2,036
普通株式の期中平均株式数	千株	9,530	9,553
(2) 潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	155.96	210.24
（算定上の基礎）			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	－	－
普通株式増加数	千株	146	132
うち新株予約権	千株	146	132
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		－	－

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

２【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
資産の部		
現金預け金	※4 143,404	※4 111,538
金銭の信託	2,956	2,956
有価証券	※1,※2,※4,※6 325,582	※1,※2,※4,※6 343,324
貸出金	※2,※3,※4,※5 1,193,451	※2,※3,※4,※5 1,197,720
外国為替	※2 2,078	※2 2,289
その他資産	※2 9,485	※2 3,086
その他の資産	※4 9,485	※4 3,086
有形固定資産	14,495	14,504
無形固定資産	761	647
前払年金費用	3,664	3,869
繰延税金資産	2,868	3,183
支払承諾見返	※2 4,559	※2 5,351
貸倒引当金	△5,912	△5,689
資産の部合計	1,697,396	1,682,783
負債の部		
預金	1,467,961	1,492,355
譲渡性預金	29,416	23,964
債券貸借取引受入担保金	※4 25,536	―
借用金	※4 78,900	※4 67,800
外国為替	40	7
その他負債	9,963	11,578
未払法人税等	354	761
リース債務	469	412
資産除去債務	132	132
その他の負債	9,007	10,271
賞与引当金	440	461
役員賞与引当金	19	20
睡眠預金払戻損失引当金	270	262
偶発損失引当金	178	209
再評価に係る繰延税金負債	1,364	1,364
支払承諾	4,559	5,351
負債の部合計	1,618,652	1,603,375

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	60,697	62,091
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	58,906	60,300
固定資産圧縮積立金	5	－
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	37,900	39,300
自己株式	△294	△528
株主資本合計	78,611	79,771
その他有価証券評価差額金	△2,605	△2,993
土地再評価差額金	2,513	2,513
評価・換算差額等合計	△92	△479
新株予約権	224	116
純資産の部合計	78,743	79,407
負債及び純資産の部合計	1,697,396	1,682,783

（２）【中間損益計算書】

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益	12,699	15,310
資金運用収益	10,173	12,191
（うち貸出金利息）	7,419	9,092
（うち有価証券利息配当金）	2,352	2,492
役務取引等収益	1,600	1,903
その他業務収益	20	23
その他経常収益	※1 904	※1 1,192
経常費用	10,343	12,598
資金調達費用	1,526	2,829
（うち預金利息）	1,342	2,585
役務取引等費用	957	994
その他業務費用	583	563
営業経費	※2 6,315	※2 6,410
その他経常費用	※3,※4 960	※3,※4 1,800
経常利益	2,355	2,711
特別利益	－	14
特別損失	74	12
税引前中間純利益	2,280	2,713
法人税、住民税及び事業税	719	860
法人税等調整額	60	△132
法人税等合計	779	727
中間純利益	1,500	1,986

（３）【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	8,208	1,791	4	21,000	35,765	58,560	△294	76,475
当中間期変動額										
剰余金の配当							△333	△333		△333
固定資産圧縮積立金の積立					1		△1	－		－
固定資産圧縮積立金の取崩					△0		0	－		－
中間純利益							1,500	1,500		1,500
自己株式の取得									△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）										
当中間期変動額合計	－	－	－	－	0	－	1,165	1,166	△0	1,166
当中間期末残高	10,000	8,208	8,208	1,791	5	21,000	36,931	59,727	△294	77,642

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△5,965	2,567	△3,397	173	73,250
当中間期変動額					
剰余金の配当					△333
固定資産圧縮積立金の積立					－
固定資産圧縮積立金の取崩					－
中間純利益					1,500
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	4,280	－	4,280	24	4,305
当中間期変動額合計	4,280	－	4,280	24	5,471
当中間期末残高	△1,685	2,567	882	198	78,722

当中間会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	5	21,000	37,900	60,697	△294	78,611
当中間期変動額											
剰余金の配当								△514	△514		△514
固定資産圧縮積立金の取崩						△5		5	－		－
中間純利益								1,986	1,986		1,986
自己株式の取得										△443	△443
自己株式の処分			△78	△78						209	131
利益剰余金から資本剰余金への振替			78	78				△78	△78		－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	－	－	－	－	－	△5	－	1,399	1,393	△233	1,159
当中間期末残高	10,000	8,208	－	8,208	1,791	－	21,000	39,300	62,091	△528	79,771

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,605	2,513	△92	224	78,743
当中間期変動額					
剰余金の配当					△514
固定資産圧縮積立金の取崩					－
中間純利益					1,986
自己株式の取得					△443
自己株式の処分					131
利益剰余金から資本剰余金への振替					－
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△387	－	△387	△108	△495
当中間期変動額合計	△387	－	△387	△108	664
当中間期末残高	△2,993	2,513	△479	116	79,407

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

２．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

３．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：８年～50年

その他：３年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、行内における利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

４．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破　綻　先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正　常　先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後１年間の予想損失額、要管理先は今後３年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は１年間、要管理先と破綻懸念先は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は4,251百万円（前事業年度末は3,278百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（８年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

６．その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

（中間貸借対照表関係）

※１．関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
株式	55百万円	55百万円
出資金	54百万円	79百万円

※２．銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,632百万円	2,998百万円
危険債権額	23,069百万円	20,815百万円
要管理債権額	38百万円	35百万円
三月以上延滞債権額	20百万円	19百万円
貸出条件緩和債権額	17百万円	15百万円
小計額	26,739百万円	23,849百万円
正常債権額	1,182,569百万円	1,188,949百万円
合計額	1,209,308百万円	1,212,798百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３．手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年３月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
1,806百万円	1,101百万円

※４．担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
担保に供している資産		
有価証券	25,383百万円	－百万円
貸出金	29,068百万円	23,864百万円
計	54,451百万円	23,864百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	25,536百万円	－百万円
借用金	78,900百万円	67,800百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
預け金	5百万円	5百万円
有価証券	92,865百万円	105,576百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
保証金・敷金	138百万円	138百万円

※５．当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
融資未実行残高	218,642百万円	224,734百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	201,863百万円	206,109百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６．「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
	8,768百万円	7,161百万円

（中間損益計算書関係）

※１．その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金戻入益	－百万円	66百万円
償却債権取立益	37百万円	79百万円
株式等売却益	776百万円	1,002百万円
金銭の信託運用益	58百万円	4百万円

※２．減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
有形固定資産	309百万円	321百万円
無形固定資産	101百万円	116百万円

※３．その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
貸倒引当金繰入額	269百万円	－百万円
貸出金償却	41百万円	1,195百万円
株式等売却損	530百万円	459百万円

※４．当行は、当中間会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、市場価格のない株式等については切放し法を適用しており、市場価格のある株式等については洗替え法を適用しております。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で市場価格があるものは該当ありません。

なお、市場価格がない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前事業年度 （2026年３月31日）	当中間会計期間 （2026年９月30日）
子会社株式	46	46
関連会社株式	9	9

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

2026年11月13日開催の取締役会において、第125期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

（イ）中間配当額　502百万円

（ロ）１株当たりの中間配当金　53円00銭

（ハ）支払請求の効力発生日　2026年12月７日

（ニ）支払開始日　2026年12月７日

（注）　2026年９月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月13日

株式会社　大光銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神代　勲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石黒　宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月13日

株式会社　大光銀行

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神代　勲

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　石黒　宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2026年４月１日から2027年３月31日までの第125期事業年度の中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の2026年９月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の中間監査報告書の原本は当行（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５の２第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月20日
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　　川合　昌一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目５番地６
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社大光銀行　東京支店 （東京都豊島区池袋二丁目40番13号） 株式会社大光銀行　川口支店 （埼玉県川口市本町三丁目６番22号）

１【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取川合昌一は、当行の第125期中（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

２【特記事項】

特記すべき事項はありません。